

Weekly Report

第348号
平成28年2月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から制度改正される小規模企業共済

小規模企業共済は、個人事業主や会社役員が廃業・退職などに備える共済制度です。今年4月から、以下のような制度改正が実施予定となっています。

◎一定の場合における「共済事由」の引上げ……次の①～③の場合について「共済事由」が引上げられ、受け取れる共済金が増えます。

①個人事業主が配偶者又は子に事業の全部を譲渡した場合、「A共済事由」に引上げ。

②個人事業主が配偶者又は子に事業の全部を譲渡したことに伴い、共同経営者が配偶者又は子に事業（共同経営者の地位）の全部を譲渡した場合、「A共済事由」に引上げ。

③会社等役員を退任した方（疾病・負傷・死亡・解散を除く）で、退任日において65歳以上の場合、「B共済事由」に引上げ。

◎共同経営者が独立後も共済契約の継続が可能に……共同経営者の地位を退任した後1年以内に新たに経営者となり加入要件を満たす場合、「掛金納付月数の通算」の申出により契約を継続できます。

◎共済金を受け取れる遺族の範囲拡大……契約者

が亡くなった場合に共済金を受給できる遺族として、死亡の当時、契約者の収入によって生計を維持されていなかった「ひ孫」と「甥・姪」が追加されます。

◎掛金月額を減額する際の減額理由が不要に……掛金月額の減額手続きの際、「事業経営が著しく悪化している」などの減額理由が不要となり、希望に応じて減額ができるようになります。

◎契約者貸付制度の拡充……事業の運転資金や設備資金などに利用できる「一般貸付け」の貸付限度額が2千万円に上げられます。

外国人労働者数は届出義務化以来、過去最高

事業主は、外国人労働者の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間などをハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

厚労省が取りまとめた外国人雇用状況の届出状況（27年10月末現在）によると、外国人労働者数は約90万8千人（前年比15.3%増）となり、届出の義務化以来、過去最高を更新しました。

また、外国人を雇用している事業所数は、約15万2千箇所（同11.1%増）となり、初めて15万事務所を超えました。

なお、外国人雇用状況の届出は、アルバイトで雇用する場合も対象となり、報告を怠ったり、虚偽の届出を行った場合は、罰金の対象となります。

28年度の雇用保険料率は引下げに

現在、国会に提出された雇用保険法等の改正案により、28年度の雇用保険料率は引下げが予定されており、一般事業は1.1%（事業主負担0.7%）、農林水産・清酒製造事業は1.3%（同0.8%）、建設事業は0.14%（同0.9%）に引下げられます（法案が修正なく成立した場合）。

また、改正案には、*介護休業給付の給付率引上げ（28年8月施行）、*65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の通用対象とする（29年1月施行）、なども盛り込まれています。